

告 示

埼玉県告示第五百七十号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和八年八月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和八年九月九日（水）十時から十一時三十分まで

上尾、桶川、伊奈衛生組合 議場

イ 令和八年九月九日（水）十三時三十分から十五時まで

蓮田市総合文化会館 ハストピア ギャラリー

ウ 令和八年九月十日（木）十時から十一時三十分まで

伊奈町役場 三階 第三会議室

エ 令和八年九月十日（木）十三時三十分から十五時まで

上尾市役所 行政棟五階 五〇一会議室

三 都市計画決定権者の名称

伊奈町

四 意見を聴こうとする事項

伊奈町が作成した（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見